

都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設【都市再生特別措置法】

背景・必要性

- 都市の脱炭素化を促進するためには、**大規模な都市開発事業における脱炭素化を進めることが重要。**
- このため、民間都市開発事業における**緑の創出や再生可能エネルギーの導入等に対する支援を強化する必要。**

概要

- **都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業（脱炭素都市再生整備事業）に係る民間都市再生整備事業計画を国土交通大臣が認定する制度を創設。**
- 認定を受けた事業に対し、緑地・緑化施設の管理を効率的に行う設備、再エネ利用設備等（オフサイトにおいて整備するものを含む。）の導入費用等について、民間都市開発推進機構による**金融支援**を行う。

<環境負荷の低減に資する都市開発事例>

● オフィス

天神ビジネスセンター 2 期プロジェクト
（福岡市）

- ・太陽光発電設備の設置に加え、温室効果ガス排出抑制に配慮した建材・設備を積極的に採用
- ・屋外だけでなく吹抜け空間にも植栽を行う。



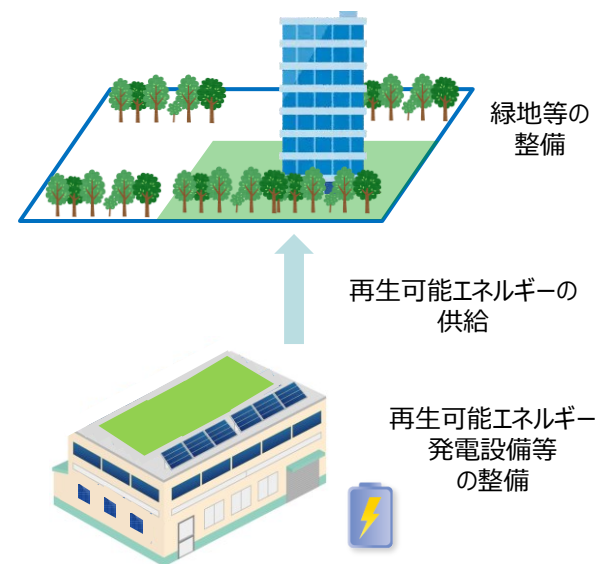
● 物流施設

LOGIFRONT 尼崎Ⅳ
（兵庫県尼崎市）

- ・屋根に高出力の太陽光発電設備を設置し、自家消費により施設の電力の大部分を賄う。



<オフサイトにおける取組のイメージ>



脱炭素都市再生整備事業に係る認定基準や金融支援の概要

脱炭素都市再生整備事業に係る計画の認定

緑地・緑化施設や再生可能エネルギー発電設備等について以下の基準に適合する場合、**脱炭素都市再生整備事業に係る民間都市再生整備事業計画を国土交通大臣が認定** ※エリアは都市再生整備計画区域内

【認定基準】

○ 緑地・緑化施設及び緑地等管理効率化設備の整備・管理関係

- ・ 事業区域面積の10%以上の緑地を有すること
- ・ 事業施行の前後で緑地面積が減少していないこと
- ・ 緑地等管理効率化設備を適切に整備・管理すること

○ 再生可能エネルギー発電設備等の整備・管理関係

- ・ 基準一次エネルギー消費量比50%以上の省エネ（ZEB Ready等民間認証を活用して判定）
- ・ 基準一次エネルギー消費量比5%以上の再生可能エネルギー発電設備等による創エネ（オフサイト発電設備によるものを含む）
- ・ 電力証書も活用の上、トータルでZEB水準達成
- ・ 専ら当該認定事業にエネルギーを供給するための設備であること

- 事業施行に伴う温室効果ガス排出量削減措置関係
 - ・ 事業施行に伴う温室効果ガス排出量削減のための措置が適切に講じられていること

認定事業への民間都市開発推進機構による金融支援

国土交通大臣認定を受けた脱炭素都市再生整備事業（民間都市開発事業）について、以下の施設の整備に対し、民間都市開発推進機構による各種金融支援（※）を実施

（※）メザニン支援・まち再生出資、共同型都市再構築業務

【金融支援対象施設】

施設の種類	具体的な対象施設イメージ
緑地等管理効率化設備	かんすい ・ 自動灌水・給肥設備等緑地管理を効率化する設備
再生可能エネルギー発電設備等	<創エネ設備> ・ 再生可能エネルギー発電設備 (太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス) ※ FIT/FIP認定を受けていないものに限る ・ 非化石エネルギー源(水素等)を電気に変換する設備 ・ 地熱ヒートポンプ等再エネ熱利用設備 <省エネ設備> ・ エネルギーマネジメントシステム・コージェネレーション等のエネルギー利用を効率化する設備